

# もだま通信

No. 13 2009. 10. 1 発行

特定非営利活動法人  
成年後見センターもだま  
守山市洲本町 55 番地  
蛸の里職員宿舎 202 号室  
TEL・FAX 077(585)5839  
Eメール modama.npo@triton.ocn.ne.jp



## 活動報告

10月は「神がない月」と書いて神無月と言います。由来は「全国の神が男女の縁を取り決めるために出雲に集まり不在になるから」だそうです。「困った時の神頼み」と言いますので、困ったことが起こらないように願うだけです。成年後見センターもだまといたしましては、地域で暮らす障がい者や高齢者の皆さんが、「困った時はもだまに相談」といった意識が定着できるような存在でありたいと願いつつ、啓発事業や相談活動を行っています。

さて、もだまが本格的な相談活動を開始して2年目となり、相談員も本年7月より2名体制となりました。現在10名の方の成年後見人・保佐人として、身上監護を中心とした後見活動と、行政や施設、市民の方々からの相談活動、成年後見申し立て支援などを行っています。

これらの活動において、もだまが基本としていることは「ご本人の意思」を見出すこと、尊重すること、実現することです。ご相談をいただく方は、ご家族や施設職員さんなどの支援者がほとんどです。ご家族や施設が直面している問題に配慮しながら、ご本人の意思を引き出すために、出来る限りコミュニケーションをとるよう心がけています。当然ご本人は、うまく意思を伝えることはできませんが、ご本人の意思を想像できるまで根気よく接し、権利を護れる支援策を見出すよう努めています。

障がいがあっても高齢になっても、生まれ育った馴染みの場所や近隣の人々との関係の中で、普通に暮らすという人としてささやかな幸せを感じていただけるよう努めています。



## Q & A コーナー

Q：後見人に支払う金額は裁判所が決定するのでしょうか。途中でアップするのでしょうか？

A：後見人は、重大な責任と義務を負うため、報酬を請求することができ、家庭裁判所に「報酬付与」の申立てを行います。家庭裁判所は、後見人が管理している本人の財産の額や、後見活動の内容などを総合的に検討して報酬の額を決めます。報酬は後払いで、後見人の仕事をした後、概ね1年ごとを目安とされています。つまり1年間の活動内容に対し報酬額が決定されるため、1年ごとに報酬額が変わる可能性があります。また、報酬は被後見人（本人）の財産から支払うため、被後見人に財産がない場合は報酬は支払うことはできません。

## Newスタッフ紹介

相談活動や後見活動をとおして地域の皆様から気軽に声を掛けて頂けるような相談員を目指しています。

イチロー選手のように一本ずつ、一歩ずつ地道に頑張っていきたいと思えますので、今後ともご支援、ご指導いただきますよう宜しくお願いいたします。

# 後見人について思うこと ～前編～

## 後見人について思うこと ～前編～

もだま理事・保護者 伊藤健一

私の子供がお世話になっている”蛭の里”（旧知的障害者入所更生施設）では、3年前に後見制度を活用するために、集団で入所者それぞれに後見人を選任しました。その原動力となった大きな要因は二つありました。一つは自立支援法が施行され、施設と入所契約を結ぶという法律行為が必要となり、法律上従来の親に代わり後見人が契約しなければならないという状況に置かれたこと、二つ目は支援費の自己負担を軽減するためには、金融資産の最適管理を行う必要があり、金融機関との交渉上後見人が必要になったという、やむにやまれない事情がありました。そのため大津家庭裁判所及び施設のご協力により、急遽入所者全員を対象として後見人の選任を目指しましたが、事情のある方を除き50名中42名に後見人が選任されました。当時は成年後見センター”もだま”も設立されていなかったため、殆どの利用者には後見人として親が選任されました。しかしながら、年月は容赦なく過ぎ去っていきます。



蛭の里の利用者の平均年齢は40歳を越えました。またそれに従い当然親の平均年齢も70歳をこえていると思われます。これから子供たちにどう向き合っていくのか大きな岐路に立たされています。先日、蛭の里では”家族の抱える問題や不安は何でしょうか”というテーマでアンケートをとりました。結果は①高齢化により子供たちと会う機会が少なくなり様子がわからなくなる不安、②親亡き後の本人を誰にどう託せばよいのかの心配、③本人が病気や区分判定結果で施設を出なくてはならない事態が生じたらどうしようかという心配という意見が殆どでした。こうした悩みや不安は、今は若い親たちもいづれは体験することとなるでしょう。親が後見人として心身ともに健在であれば問題はないのですが、しかし高齢化とともに心身は衰えまた親は必ず子供より先に死にます。その後、親に代わる後見人の選任が今後”蛭の里”でも大きな問題となっていきます。

～後編は次号に掲載させていただきます～



## お知らせ

障害者の権利擁護に関する講演会を計画中です。日程及び会場は未定ですが、来春2月頃開催を目標にしています。詳細が決定しだいお知らせいたします。

### ★★★ 会員募集しています ★★★

成年後見センターもだまの活動に賛同・支援いただける方を募集しています。

正会員年会費	個人1口	3,000円
	団体1口	10,000円
賛助会員年会費	個人1口	2,000円
	団体1口	5,000円